

令和5年度第4回

大阪府都市計画公聴会 記録

「東部大阪都市計画区域区分の変更」について

- 1 と き 令和6年1月18日(木)
午後2時開会～午後3時43分閉会
- 2 と ころ 大阪府咲洲庁舎41階 共用会議室⑦
大阪府住之江区南港北一丁目14番16号
- 3 対象市町村 枚方市
- 4 出席者
(1) 議長 大阪都市計画局計画推進室計画調整課 参事 泉 憲
(2) 公述聴取者 住民等、行政関係者
(3) 公述人 5名

大阪府大阪都市計画局計画推進室

[開会]

【司会（宮崎補佐）】

お待たせいたしました。ただいまから、令和5年度第4回大阪府都市計画公聴会を開催いたします。

私は、本日司会を務めます、大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課の宮崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

公聴会の開会に当たりまして、皆様に幾つか御協力をお願いいたします。

この建物は禁煙となっておりますので、おタバコは御遠慮願います。

次に、携帯電話やスマートフォンなど音声などを発する機器をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードの設定をお願いいたします。

公述と傍聴の皆様は、開催中の撮影や録音は御遠慮ください。

開催中の飲食は禁止とさせていただきますが、水分補給をしていただくことは構いませんので、適宜御対応ください。

この建物では、3時になりますと庁内放送が流れます。大変御迷惑をおかけいたしますが、あらかじめ御了承ください。

やむを得ず途中退出をする場合は、お近くの係の者にお申しつけの上、公述に影響のない範囲で御退出いただいて結構です。

その他、受付でお渡しした注意事項を御覧いただき、公聴会がスムーズに進行できますよう、御協力をお願いいたします。

なお、本日の公聴会において、公述人の皆様から御発言いただきました公述につきましては、記録を作成いたします。

大阪都市計画局で内容確認の後、本日、御発言いただきました公述人の皆様にも、郵送にて発言内容の確認をお願いさせていただきますので、御了承、御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。

本日の進行につきましては、大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課参事の泉が議長として進行を担当いたしますので、よろしくお願い致します。

[公聴会に関する説明]

【議長（泉参事）】

本日は、あいにくの天候の中、大阪府主催の都市計画公聴会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

議長を務めます、大阪都市計画局計画推進室参事の泉でございます。どうぞよろしくお願い致します。座らせていただきまして、これから公聴会の趣旨及び都市計画の手續につきまして、御説明します。

本日の公聴会は、都市計画法第16条の規定に基づいて開催するものでございます。

公述の対象となります都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成し、これら原案につきまして、公述申出期間内に申出いただき、御参集い

ただいております5名の方に御意見を述べていただきます。

次に、今後の手続について御説明します。

先ほど、司会よりお伝えしましたが、本日の公聴会の内容は、録音により記録として取りまとめます。

公述いただきました御意見を踏まえまして、再度、関係機関等との協議調整を行い、都市計画法第17条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成します。

この案の縦覧は、同法により2週間行うことが定められており、縦覧期間中に、関係市町村と住民及び利害関係人の方々は、大阪府に対し、案についての意見書を提出することができます。また、大阪府のホームページにおいては、案の縦覧とともに、本日の記録と公述意見に対する大阪府の考え方も、あわせて掲載します。

この縦覧の手続を経たのち、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになりますが、審議会におきまして、本日の公聴会の記録と公述意見に対する大阪府の考え方を資料として配付します。また、案に対する意見書が提出された場合は、その要旨につきましても、あわせて配付します。

この都市計画審議会の議事を経て、案が承認されれば、都市計画が正式に決定されることとなります。

続きまして、本日の公聴会の進行について御説明します。お手元の次第を御覧ください。

この後、今回公述の申し出をいただきました都市計画の原案の概要について御説明します。この説明が終わりましたら、これら原案についての公述を、先ほど受付でお渡ししました番号札の番号順にお願いします。番号を呼ばれた方は、前方の公述人席までお越しいただきますようお願いいたします。

公述いただく内容につきましては、公述の申し出のときに御提出いただきました要旨に沿って公述いただきますようお願いいたします。都市計画の案に関係のない内容については公述することができないことを、念のため申し添えます。

公述いただく時間につきましては、既に御通知しておりますとおり、20分とさせていただきます、最大30分で公述を終了していただきます。また、必ずしも20分間公述していただく必要はございません。終了時間前に公述を終えていただいても結構です。

公述開始から20分経過しましたら、ベルを1回鳴らします。さらに、開始から30分経過しましたら、ベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了していただきますよう、お願いします。

公述終了後は、元のお席にお戻りください。

最後に、皆様へのお願いがございます。

本日の公聴会は、法令の規定によりまして、都市計画の原案に対する意見を述べていただくものであり、質疑応答を行う場ではございません。

また、公述いただく方は、あらかじめ申し出をいただいた方のみとなっております。

もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言や発声、あるいは拍手をするなどの行為などがあった場合は、大阪府都市計画公聴会規則第12条に基づきまして、この会場から退場していただく場合もございますので、御注意ください。

円滑な公聴会の運営に御協力をお願いいたします。

それでは、公述に先立ちまして、その対象となります都市計画の原案の概要について、大阪府の担当から御説明します。

[東部大阪都市計画区域の変更の説明]

【説明者（矢倉補佐）】

大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課土地利用計画グループ長の矢倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。次第をめぐっていただきますと案の概要という資料がございますので、そちらを御参照していただければと思います。

それでは、「東部大阪都市計画区域区分の変更」の案の概要について、御説明させていただきます。

東部大阪都市計画区域区分の変更は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの「区域区分（線引き）の決定に関する方針」に基づき、市街化区域への編入を保留する区域、いわゆる保留区域に設定されている第二京阪道路沿道地区のうち、枚方市の村野駅西地区及び茄子作地区について、土地区画整理事業や地区計画による市街地の形成が行われることから、市街化調整区域から市街化区域へ編入するとしております。

なお、大阪府の都市計画決定案件であります区域区分の変更に関連して、枚方市においては、用途地域の変更、高度地区の変更、防火地域及び準防火地域の変更、土地区画整理事業の決定及び地区計画の決定が予定されております。

以上が、今回の都市計画変更案の概要でございます。

[公述人による公述（東部大阪都市計画区域区分の変更）]

【議長（泉参事）】

それでは、ただいまから、公述をお願いします。

まず、公述人番号を申し上げます。番号が呼ばれましたら、こちらの前の公述人席にお越しく下さい。

公述番号1番の方、前の公述人席へお越しく下さい。

よろしいでしょうか。それでは、お願いします。

【公述人A】（1番）

2024年、1月18日、東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、保留区域に設定されている村野駅西地区について、計画的な開発事業が実施されることが確実となったことから、市街化区域と市街化調整区域の区分の変更を行い市街化区域へ編入するということですが、編入の見直し削除を求めます。

枚方市村野西町地区の地権者で、また、隣接する村野本町に年齢と同じぐらい住んでいる者でございます。村野西町地区で村野本町地区の方にお手伝いをしてもらいながら営農しております。

意見の要旨といたしまして、先ほども述べましたけれども、保留フレーム設定地区、

村野駅西地区の区域区分の変更、市街化区域への編入の見直し削除です。

公述させていただきます。最初に、保留フレーム設定地区の区域区分の変更、市街化区域への編入の見直し削除の公述許可をいただいたことと、このような場所で皆様方の前で貴重な時間をいただいたこと、対応していただいた大阪都市計画局の方々には感謝いたします。

また、このような場所での公述など慣れておりませんので、当方の不手際がありましたら御容赦ください。

このような貴重な時間を利用して、今回の公述についてお願いがあります。都市計画局が本日の公述人の発言はテープを起こすと聞いております。起こされた文章は、発言した公述人に確認してから公表をお願いしたい。なぜなら、私は滑舌が悪いからです。

この公述の申し出の締め切りは2023年12月25日、公述許可をいただいたのは2024年1月12日です。そして、今日、2024年1月18日です。年末年始をまたぐため、情報不足等により、今回の公述と公述申出書が若干の相違が出てくるかもしれないことについて、御了承願いたいと思います。

さらに私は、自身は都市計画について知識を持っておりませんので、これから述べる内容に関しては、私の理解不足によるところ、またはそれに基づく誤解のあるところがあるかと思えます。そのことに関しましては、御容赦願いたいと思います。

前置きが長くなりましたが、公述の要約は、都市計画案原案の大阪府決定である東部大阪都市計画市街化区域と市街化調整区域との区域区分の変更、市街化区域への編入の見直し削除です。

理由を今から述べさせていただきますが、公述にまとまらない状況になるかもしれませんが、御容赦ください。

枚方市都市整備部都市計画課（以下枚方市都市計画課）による村野駅西地区における都市計画に関する市民説明会、以下説明会が、2023年12月3日と12月6日に行われ、都市計画原案の大阪府決定である東部大阪都市計画市街化区域と市街化調整区域との区域区分の変更における保留フレーム設定地域に、村野駅西地区が挙げられていました。

枚方市都市計画課の説明によりますと、保留フレーム設定地域とは、計画が可能になったら5年以内でも市街化可能であり、大阪府都市計画により5年後も保留フレームの設定は継続されるかもしれないと説明会で聞いております。

都市計画原案について、大阪府案件として、1、区域区分の変更の図が掲載されており、赤線抜きの図で市街化に編入する区域、村野駅西地区約19.9ヘクタールと説明会の配布冊子には記載されていますが、2020年1月20日、大阪府庁谷町4丁目で、上記の件ですね、公述させていただきましたところ、大阪府の考え方は次のとおりです。抜粋ですが、おおよその位置を示しており、市街地として開発する区域の範囲を示しているものではありません。

なお、当該保留区域を市街化区域へ編入する際には、再度、枚方市と協議調整を行うものとあります。再度、枚方市と協議調整が行われたから大阪府案件が決定されると掲載されているならば、どのような協議調整が行われるか、行われたのか知ることは可能なのでしょうか。地権者として知りたいです。

枚方市都市計画課の方からの話では、村野駅西地区準備組合が設立されている準備組合、以下準備組合ですね。準備組合から地区決定の資料が提出されているとの説明がありましたが、村野西町の地権者である当方は準備組合に参加していません。参加させてもらえる状況ではなかったんです。準備組合設立前のまちづくり協議会にて、準備組合の役員をやりたいと挙手しましたが、司会者から無視、後日、書面にて抗議したらそのつもりでは言っていないと書面にての返答。個人についての質問は、今後返答はしないと書面にて返答がありました。

準備組合の理事長、まちづくり協議会の理事長から横滑りですが、「1人だけ反対してもあきませんよ。」とか、「今から何回も家に行くで。家に行く。家に行く。」と電話にて言われました。録音できておりませんが、仕方がないです。

また、まちづくり協議会終了後、準備組合の理事長、当時はまちづくり協議会の理事長から、「会潰しやな。」とか村野西町地権者の目の前で罵倒されたり、ほかの理事からも「これが組織というものや。」とか意味不明なことを言ってきたりする等があり、まちづくり協議会への真剣な意見を言う、理事側の意向と異なる意見であることを押さえ込もうとする理事長以下のいる準備組合に参加できるほど、私の心は強くありません。

枚方市都市計画課から、「なぜ、警察を呼ばなかったんですか。被害届、出したんですか。」の発言があったことも付け加えておきます。

枚方市都市計画課の準備組合において、まちづくりに向けた合意形成が図られているという話には強い違和感、不信感を私は持っております。準備組合においても、ほぼ全員の賛成は得られていないと聞いています。枚方市との協議調整に、過去の枚方市都市計画課の対応を考えると、準備組合以外の意見提案である少数意見は反映してもらえないと思っております。市民説明会の質疑応答にも掲載されています。

他にもあります。準備組合が設立されていることや準備組合の提案のみを大阪府と枚方市の協議調整に入れるべきではありません。追い詰められている私に理解を示していただけの理事さんもいたことも伝えます。その理事さんは、何回も話をしたいと言ってきていただきましたが、理事長と、私に「それが組織や。」と言った理事が、当方に話をするのが組織ではないでしょうか。

私は、「村野駅西地区の都市計画は、広く意見を聞いて進めていくものではないか」との質問に、準備組合の理事長から、「村野駅西地区のことは地権者だけで決めるもの。村野駅西地区は、地権者だけのもの、地権者だけで決めることができる。」等の発言がありました。どこからこの返答が出てくるのでしょうか。聞きたいです。どこからそのような発言をすることができるのか、説明責任があるのでしょうか。

枚方市の市民説明会にて、「地権者だけで準備組合を設立しているが、まちづくりに地域住民が関わることはできないのはなぜか」って質問が出ていると、質疑応答に記載されています。枚方市都市計画課の回答は、「土地区画整理組合の施行を予定してるから。」という答えですが、決定されていない土地区画整理組合をなぜ答えにするのか、甚だ疑問です。

重複しますが、枚方市都市計画課によると、保留フレーム設定地域には準備組合が立ち上がっている。大阪府案件のマスタープランでは位置と名称のみを示していると説明がありました。枚方市都市計画課に確認すると、保留フレーム設定区域、村野駅西地区

の市街化区域への編入が決定された一つの判断材料として、準備組合が立ち上がっていると回答がありました。保留フレーム設定地域、村野駅西地区の市街化区域への編入が決定された一つの判断材料が、準備組合が設立していることですが、村野西町の地権者である私は準備組合の設立の手法に問題があるとはしか考えられません。

準備組合の資料が自宅ポストからはみ出ています、準備組合の前の村野西町まちづくり協議会の氏名が間違ってますと理事会に伝えましたが、間違っただまの氏名で記載されていること、準備組合側は参加していない地権者への対応を枚方市都市計画課に伝えると、「準備組合側に連絡します。」ということでしたが、再度、改善されてませんよという旨を枚方市都市計画課に伝えると、「再度、準備組合側に連絡します。」とのことでした。

準備組合の資料をはみ出して自宅ポストに入れる等、改善の兆しが見られない。地権者への対応等列挙したら切りがありません。2024年1月17日、夕方には改善されました。

何回も発言していますが、準備組合の地権者へは地権者全てが参加しているわけではありません。加入していない地権者の意見を発言する環境が整っていないことも認識していただきたいです。

市民説明会で意見があったと聞いています。市民説明会において良好な市街化形成に向けてと掲載されていますが、良好な市街化形成とはどういうことですか。できるのですか。継続できるのですか。継続できなければ意味がありません。

枚方市都市計画課はいつまで関与するのですか。地権者として枚方市都市計画案の一部を、枚方市都市計画課へ提出しましたが抹殺されています。市民説明会で質問して、地権者が準備組合の他にも意見を提出していることをやっと認めました。

保留フレーム設定地区、村野西町地区の地権者のどのくらいの方が、市街化調整区域から市街化区域へ編入されることを理解しているのでしょうか。してると思うんですけども、それによるデメリットはどのくらい感じているのでしょうか。市街化区域への編入の判断材料として準備組合が必要である、事実、私は理解しておりませんでした。

ほかにもありますが、村野西町を考える準備会から村野西町地区まちづくり協議会、また準備組合への移行に多くの問題があると考え、準備組合への参加を婉曲的に拒まれた地権者としては、準備組合の設立を、市街化区域への編入の判断材料を外すと考えてます。

ほかに村野駅西地区は、天野川、北川、印田川の流域にあり、市街化調整区域のためか大部分が水田として利用されており、安心安全な水稻を耕作しております。肥沃な土壌を生かした大阪府産の農作物も耕作されています。日本の食料自給率のアップにも貢献しています。

また、水田や畑作地は、最近の記憶にある新しい水害からの自然の遊水地の役割をしていると考えています。1月1日には、記憶に新しい大きな地震による液状化現象が起きていますが、農地であれば被害は確実に少なくなると思っています。地形的に見ても、液状化現象が起きるのは、見識のない私が見ても明らかです。

準備組合の案では、河川の付け替えを行うという暴挙な案を出しています。河川を埋め立てた農地での耕作はできません。心の弱い私にはしんどいです。埋め立てた河川跡

地ではかなり高い確率で、液状化が起きると考えられます。大きな地震が起きたとき、現状では広域の避難場所として活用できるのではないのでしょうか。

また、埋め立てた河川の跡地では、現状と同じ作物を耕作することは困難になります。人間がどのような叡智を振るっても自然の力には無力です。多くの税金を村野駅西地区に投入するのではなく、防災に投入してほしい。環境影響調査ですか、調査の結果も出てません。周辺道路の整備が先決です。防災のためには必要です。市街化調整区域だからこそ守られている大阪府でも稀有な地域だと考えています。

村野駅のホームから季節の移ろいを耕作地から感じ取れる東部大阪地区でも稀有な地域であり、市街化されたらどのようなようになるか一目瞭然です。

村野駅西地区の市街化にすることを決定するのは、地権者のみであると準備組合の会長からの発言がありましたが、村野西町地区の景観は、村野地区住民や近隣住民のものと考えています。村野駅西地区を市街化することは、村野本町地区との分断が起こることは確かです。地権者の多くは、村野駅東側から村野駅西地区へ耕作等に行っていますが、準備組合が枚方市都市計画課へ提出しているよく分からない案では、村野駅西地区へ行くことが減少するのは明らかです。

全国的によくある開発された市街化に類似した開発を行っても仕方ありません。村野地区の発展には逆効果です。大阪府も都市計画として、村野駅西地区のような東部大阪地区でも稀有な地区の今の景観を維持することが、むしろ大阪府の景観維持のアピールになると考えています。大阪府へ訪問された方に見ていただきたい、耕作地を歩いていただきたいと考えております。

また、大阪府むらの高等支援学校（以下むらの支援学校）の設立のために、枚方市から大阪府へ移管されたんですけれども、むらの支援学校設立の準備段階での村野地区の住民説明会では、将来的にはむらの支援学校は、村野地区との住民との交流をしていきたいと村野本町側に説明を受けています。

村野駅西地区が市街化調整区域から市街化区域に変更することになれば、村野西町の地権者としては、むらの支援学校の設立へ協力し、また今まで以上の良好な関係を結ばなくなると思うと寂しい思いがします。村野駅西地区が市街化されると、当然ながら、車両、人も増加します。そのため、今まで以上に治安が悪化した危険な通学路になることは容易に予想されます。道路を整備すれば大丈夫ではないことは、昨今の交通事故を見れば明らかです。

むらの支援学校の保護者の方は、村野駅西地区が市街化されようとしているのを御存じなのではないでしょうか。むらの支援学校の生徒さんたちに、村野西町地区の営農をぜひ就農体験、実習をしていただきたいです。

村野駅西地区は、市街化すると車両の流入が増え、当然ながら事故が増えます。むらの支援学校の関係者に、村野駅西地区が市街化されるってことについて、大阪府は意見を聞いていただきたいです。

枚方市都市計画課は、村野駅西地区の農業の後継者が不足、耕作放棄地が増えると市街化する理由に挙げていますが、後継者不足は農業従事者だけの問題ではありません。村野駅近くの農地であったら、後継者の発掘にはかなり有利ではないのでしょうか。耕作放棄地については、枚方市農業委員会の話で、枚方市都市計画課が市街化への移行を進

める理由にすることに違和感を持っています。

環境影響調査の結果も出てません。2024年3月と都市計画課から聞いています。環境影響調査の結果も出てない状況で市民説明会を行うのですか。その説明会を行う理由は、市街化調整区域から市街化への移行を準備組合のスケジュールに合わせるためではないのですか。村野西町の地権者や地域住民のことを考えたら、このようなことは起こらないと思います。

また、村野西町の地権者が知らないのに、計画的な開発事業が実施されることが確実にになったとは、枚方市からどのように聞いてるんですか。村野駅西地区の計画的な開発とはどういうことを行うのですか。私には分かりません。地権者の意見を無視して行うのですか。

村野駅西地区、100点満点を望むのは無理です。半分以下ではありませんか。市街化区域に編入することで、地権者、地域住民を分断させることを避けていただきたいです。

私自身もそうですが、村野駅西地区が市街化されることで、営農が今までどおりできるのかどうか心配しております。零細な営農者が安心安全な大阪府物の農作物を耕作しているため、市街化調整区域から市街化地域に変更されることで、現状の営農を続けることが不可能のように予想され、営農者の生活基盤を損なわれるおそれがあります。営農者の生活基盤を守っていただきたい。将来的にも、東部大阪地区での稀有な景観を維持していただきたい。村野駅西地区の景観を維持できるようにしていただきたいと考えております。

よって、冒頭にも公述いたしました。東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、保留区域の設定されている村野駅西地区に計画的な開発事業が実施されることが確実にになったことによる、市街化区域と市街化調整区域の区域区分変更の見直しの削除を求めます。

ありがとうございました。これで終わらせていただきます。

【議長（泉参事）】

ありがとうございました。それでは、お席にお戻りいただきますよう、お願いします。

それでは、公述2番の方、前の公述人席へお越しく下さい。

よろしいでしょうか。お願いします。

【公述人B】（2番）

私は、村野の駅の西の地区の区域区分の変更に対して、賛成の立場で公述を申し上げたいと思います。

私はこの地区の地権者の息子でありましてね。私、個人的にこの公述に来て述べさせていただこうと思って今日は来ましたが、

私ごとですけれども、昨今、私の田んぼの耕作を頼んでいる方が、突然、去年の11月ぐらいですかね。耕作がもう終わった時期です。刈り取りが終わった時期に、「もう俺、足腰がもう悪くなったんで、もう1年だけ契約残ってるけど、もう今回で勘弁してや。」と言われて、門のベルを鳴らされてこられたんですよね。その方を見てみると、もう8

0近い方でね、腰を曲げてね、僕とこへ来られて。僕もね、日頃はその方のおかげで楽をしてるわけなんです。夏の暑い時期、農作業というのはね、草を取ってね、そうやってあぜの草を刈ったりね、水のお世話をしたり。そういうようなことで、大変高齢者にとって大変な仕事やと思ってるんですが、私にとってはクーラーが効いてる部屋で涼んでるわけなんです。

そうするとね、そういう人にもう1年だけ続けてやってと言いたかったんですけども。そういう人に対して、「もう1年やってや、わしは楽するから、あんた働きや」って言うようなことが言えますか。

この地区ではね、我が身は耕作しなくって人さんに頼んでいる。人さんに頼むこと自体はいいんですけども、その人さんが高齢なんです、また。この後、枚方市の農業委員会とか農協とかに、代わりの人いませんかっていうような話はいくんですけれども、いや、この地域では、もう大体代わりにやってくれるような人っていうのは、もう大方3名ぐらいで、その方も今回の状況を見る中でやってくれるということは望めないやろうと言われ、農協の方に聞いてみるも、そういうふうなオペレーターの方はいらっしゃるとおっしゃるんですが、商売としてやっておられるんですよね。商売でやってるということは、採算を重視してやってるということで、決められたお金を耕作、稲を植える、草を刈る、そして、田畑を刈る。そういうふうなために出さないといけないよと。そのお金を収穫されたお米から出せるんじゃないですかって僕は言うんですけども、「そんなもん売ったって、そんな赤出るで」と。

そういう形で、じゃあ、何でね、そういうふうな方がおられて、農家の方が赤が出るのにもかかわらず、要するに、お米を売った金額以上に支払わなあかんの何でするんですかと言うと。いや、それは納税猶予があるからやと。そんなもん、途中でやめるっちゅうたら、納税猶予が打ち切られるやんか。そういうようなことも含めてね、そういうときに利用するんやっていうような農協の話でした。

こういうようなことが、実際、自分の身に降り注いできたことなんでね。ちょっと持ってきましたけど、準備組合の方からのアンケートの集計の結果なんですけど。これが半年前の8月28日で、どんなもんやろうかと、この土地の農業はどうなってんのやろうかと見てみると、このデータの結果で、土地所有、このまま営農していきたいという方が8%、それから、宅地に変えてそこを貸したり売ったりしようという方が74.7%、あと残りの人は今考えてますという方で17.3%という結果で。

このデータを見てみると、4分の3の方が宅地に変えたいと。もう後継者も嫌がってるし、もうこんな儲からん農業なんかやっていかれんわっていう気持ちもあるんでしょう。これは私の主観的なものですけども、4人に3人はもう農業をやめたいと、宅地に変えて、貸すなり売すなりしたいと。それに代わって、農地の所有を続けたいという人が、このデータでは8%です。当然、その他の人が17.3%もいますからね。当然、営農したいという方も増えるとは思いますが、まあ、10%、今現在何%かっていうのは分かりませんが、10%や12%、そのぐらいの程度でおられるのかなと思っています。

また、私もね、お寺の役をしてるんですよね。ほんなら、地権者の方々とよく話をするんですよね。何であんた、その田んぼを営農しようと思うんやと。いやあ、営農って

言うたって息子もせえへんけれども納税猶予があるもん。やっぱり宅地という形よりも、とりあえず農地としてもらっておいて、あとは息子の代に考えたらいいや。

あるいは、そういう土地に関して、実際、営農しようという人らが、実際その田んぼを耕しているのか、他の人が代わりに田畑を耕しているのかってというような話もするのですが。私が聞いた範囲では、この地域にいるおおむね3人の方が、その人の代わりに田畑を耕していると、そういうような状況で。営農をしようと思って農地を選択した人のその目的っていうものが、税金対策であったり、あるいは自分自身でその農地を耕していなかったり、そういうようなことをちょいちょい村の寄り合いやお寺の寄り合いで聞いていく中、うわー、これは農地を農地のまま、このままこの地区で継続していくことは大変困難なことやなというふうに思って、この場に立たしてもらったわけです。

それで、私なりにこの営農離れをしている原因を考えるに、私のようにね、商売をやっているため、早いうちからもう他の人に耕作を任せてたり、それから、大学あるいは社会に出られてね、やっぱり遠い職場や遠い学校に行かれて、若い頃から一人暮らしして農業から離れてしまっている。私も含めて、農業から疎遠な関係になってる人が、さあ、また1から農業を勉強して農業をしようかっていうような人は、私も友達たくさんこの地権者の中にいますけれども、皆無と言っていいような、1人2人はいますけれども。

それから、農業の収入が低過ぎて魅力が感じられず、今現在は農業だけが職ではありません。IT関係の職や、そういうふうに割りがいい仕事。昔のいう3K、汚いとかきついとかそういうような職場以外で十分家族を養っていけるような職というのはたくさん世の中に出てきています。

それから、私もそうですけれども、結婚すると村から離れ、嫁姑問題、そういうものを避けるために外へ出てしまいます。そうすると、一旦外へ出てしまうと、農業から疎遠になってしまい、また農業をやるにしろ、やはり私らからしてみると、1人だけでぽつんと農業をするというよりも、嫁さんが手伝ったり子供が手伝ってくれたりするから捗ったりするわけで。そんなもん、全然農業に接してない嫁さんが手伝いますか。うちなんかそうです。

それから、金銭面で余裕がなく、相続税とか、親が亡くなればそういうふうな意味で、活用していない農地を機会があれば売却したいなって思っている、そういう者もいるんです。

こういうようなことが、お米が主食となっていた時期、また職業の選択がしにくかった50年前、戦後の時期なんかもう米不足で配給ってというような世の中でした。そういうふうな時期っていうのは、お百姓さんに生まれたら必ず家族に御飯をいっぱい食べさせてあげたいと思うならば、息子は必ず継いだでしょう。そして、またもうちょっと遡っていくと、江戸時代なんかは、身分制度の中で士農工商といって農家の人はそんな武士とかにはなれないんですよ。

だからね、その50年前ぐらいまでは、農家の子供は農家で、この青田のリレーをつないできたわけなんですよね。だけど、50年以降は減反政策も始まり、田んぼに対してなかなか興味を持たなく、他にも仕事がたくさんできてしまって。食文化もアメリカの影響か知りませんが、給食もパンの給食を食べさすっていう、米軍のそういう

意思も働いたんであろうパン食にもなっていました。そういう中で、農業を続ける魅力が低くなってしまったと僕は思っております。

田畑を残してほしい、青田をずっと残してほしいと念願しておられる方はたくさんおられるとは思いますが、私は後継者の一人として力不足ということで、もうちょっと継いであげてもよかったかもしれないけれども、農業に魅力がなくて継げなかったことを、青い田んぼを残してくれという方に対して、この場をおかりして謝りたいと思っております。

これとは話を変えて。この地区が抱えている問題を一、二点お話ししたいと思います。

一つは、この地点で、私の嫁がこの地域に嫁入りにきました。まず、早速買い物に行かなあかんという中で、この近所にスーパーあるのという質問をされたんですね。あるけれどもな、ちょっと一回連れて行ったろかって言って連れて行ったら、ええ、こんな遠いところのスーパーしかないの。昨今、僕ね、どのぐらいの距離かっていうようなことで、一回村の公民館から私が一番近いと思われるスーパーマーケットまで歩いてみました。そうすると20分ぐらい片道で行くんですね。往復で40分。

それから、薬局っていうもんがありません。怪我すれば、ばんそうこう一つ、子供がいれば必ず必要です。そういうものを買うに行くにしても、私が知り得る範囲で処方箋の薬局はあるんですけども、薬局と言われる市販の物を売ってるものも、これも片道20分、往復で40分。こんなように、私の足でそのぐらいの時間がかかって往復で40分です。お年寄りなんかにとってみたら、どんなに負担な場所かって思ったんですよ。

そして、もう一つ、この地域はね、子供やお年寄りの住みにくいまちではないかと。その一つの実例が、この地域には、今は支援学校やサプリという図書館とか、そういう文化的なことをやっている枚方市の施設はありますが、そこはもともと何かって言うと、小学校であったり、私も卒業しましたが中学校です。廃校になりました。その廃校になる原因は分かるでしょう。子供がいらないからですよ。子供を育てるのには環境が悪い場所だと私は推察します。

そして、駅前に整形外科があります。この整形外科、これ受診前に列を作ってます。お年寄りが列に並んで、早く入ろう、早く受診を受けたいと思って列を作ってるんですよ。年寄りに大変優しくない。何という街かというように思っております。

今回のこの事業を機会に、子供に対して住みやすい環境を整備し、お年寄りに優しいまちづくりをできたら素晴らしいではないかと私は思い、この場に立ってスピーチさせていただきます。

準備組合からは、示された地区計画の図に駅前地区にそういう買い物のゾーン、買い物のスーパーを呼んできて、医療のために薬局や、あるいはこの地域にない子供のための小児科、あるいは整形外科も含めて、そういう施設が設置できるように商業地区が設けられ。しかも、イベントごとなどのできる大きな公園を立地させています。

そしてそのほか、今の計画であれば、ある病院の運動場が来たり、近くには市の今言いましたようにサプリという施設での図書館や、習い事教室、それから、サッカーとかがちょっとできるグラウンドがあり、そういうものに取り囲まれる様に確立化された住宅地が配置される、大変今のこの周りの住民にとって優しい計画がなされているという

面では、もう田んぼを見捨てる後継者として、大変すばらしい計画に賛同しております。

農民の人たちはね、誰しもがこの青々とした田んぼを残せば残したいと思っていると、聞く人聞く人、そういうふうに言うんです。だけれども、時代の背景の中で営農を続けていくのが難しいんですよ、このまちは。この地域は。祖先から受け継いだこの土地を乱開発されて、挙げ句の果てに、道の回りだけ材木置き場とか駐車場にされ、その真ん中に草ぼうぼうの畑が、いや、畑じゃありません。草ぼうぼうの生い茂る空き地、そういうふうなアレルギーの発生源にさせたくないんです。

なるほど、田畑は減っていきます。そのデメリットをカバーするだけのメリットは、この計画には秘めていると私は思っています。ぜひとも、次の世代に先祖からのバトンを、夢を持てる形として渡したいんです。そのためには、ぜひとも市街化区域への編入が必要です。どうかよろしく願いいたします。以上です。ありがとうございます。

【議長（泉参事）】

それではお席にお戻りください。ありがとうございます。

そうしましたら、公述番号3番の方、前の公述人席へお越してください。

よろしいでしょうか。それでは、お願いします。

【公述人C】（3番）

今回の都市計画案に、茄子作をこのままの状態に残してほしいという観点から意見を述べさせていただきます。

私は、茄子作地区都市計画の事業区域内に農地を持ち、農業を営んでいる地権者の娘です。私は幼い頃からおじいちゃん子でした。祖父は11年前に亡くなりました。そんな私の祖父は、先祖代々受け継いだこの土地を一生懸命守り続けてきてくれました。祖父の他界後、父と母とともに家族一丸となり、昔のまま手つかずの自然が残っている茄子作の農地を守っています。

一筋縄ではできない米作り、毎年いろんな問題が出ては悩み、収穫までの間、一生懸命田んぼに足を運びます。まだ田植えをして間もない苗の小さい間に台風が来て、全ての苗が水につかってしまったり、猛暑には水不足で地面が大きくひび割れし、枯れないようにと水を入れ、水が田いっぱいに入ったと一息つけば、翌日にはモグラに穴を開けられ空っぽになっています。その穴を防ぐために、田んぼのあぜを見て回り穴を見つけて埋め固める。炎天下での草刈り。今は便利な耕作機械がたくさんあるけれど、機械も何もない中で米作りをしてくれた先祖の苦労を思うと、私にとってこの農地は単なる農地ではありません。

稲作だけでなく、田んぼに足を運ぶたびに、季節折々の違った風景に心が癒やされます。たくさんの虫の音が聞こえます。朝日が昇る頃、稲に霧がつき、辺り一面輝いて見えます。夕方になれば、とてもきれいな夕焼け、夕日、黄金色に成長した稲穂が風とともに揺れ、何とも言えない稲のじゅうたんの景色が現れます。そんなすばらしい風景がここ茄子作にはあります。茄子作のこの自然環境は絶対に失いたくない、なくしてはならないと思いながら米作りをしています。

開発の話聞いたとき、とても悲しくて、悔しくて、涙が止まりませんでした。なぜ、

おじいちゃんが、御先祖様が守り続けてきてくれたこの土地を手放さなければならないのか。なぜ、ここで取れるお米を食べ続けることができないのか。

今、そこかしこで開発と称して森の木々が伐採され、山は削られ自然が失われています。そんな時代だからこそ、茄子作の豊かな自然を絶対に残すべきだと思っています。

米は、土が違えば同じ種でも味も違ってきます。開発され、農地の移転場所を決められる。それでは全く意味がありません。ただの土に思われるかもしれませんが、今ある土は何十年もの歴史があり、何十年もの努力や思いでできた土です。決して同じ土はもう作れません。

開発で移転した農地には、おじいちゃんの子孫のためにと汗水流した思いは詰まっています。後継者問題で仕方なく農地を手放す地権者の方もたくさんいると思います。そんな人たちのためにも、私のように農業に携わる若者が増え、茄子作だけでなくいろんな場所で自然を守り続けていければ、いえ、いきたいと思っています。

私は、この仕事が好きで誇りを持っています。食糧難は必ず来ると言われています。そのためにも、先祖代々繋いできたこの茄子作をこのままの状態に残してほしいと思っています。

簡単ではありますが、これで私の公述を終わります。

【議長（泉参事）】

ありがとうございました。お席にお戻りください。

次、公述番号4番の方につきましては、御欠席の御連絡をいただいておりますので、次の方へ進めさせていただきます。

公述番号5番の方は、前の公述人席へお越しくください。

よろしいでしょうか。それでは、お願いします。

【公述人E】（5番）

私は、東部大阪都市計画区域区分の変更に係る地域である茄子作地区に在住しております、Eと申します。ちょっと体調を崩しております、発言途中にひどい咳が出るかもしれませんが、そのときは御容赦ください。

本日は、区域区分の変更に反対の立場から意見を述べます。

これから、レッドリストと枚方層について述べます。そして、それに派生する幾つかの意見を述べます。

各分野の専門家で構成される検討委員会を設置して、大阪府は「大阪府レッドリスト2014」を作成しました。レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストです。近年は生物に限らず、地形、地質、自然現象などもレッドリストとして作成し、保全や保護の資料とするのが世界の潮流となっているようです。

この「大阪府レッドリスト2014」にて、大阪府自身が枚方の中位段丘層を地形地質上のレッドリストBランクに選定しています。このBランクは、地方的価値、都道府県価値に相当するものとされています。枚方の中位段丘層の選定要素は、海成層を挟む段丘層と段丘地形で、海成層とは海で生成された層という意味です。海成層は海の底に沈んでいる間に形成されますから、この地層の存在によって枚方市のほぼ全域が海の底

に沈んでいた時期があることが分かります。

枚方市から寝屋川市にかけて広がる中位段丘堆積層は枚方層と呼ばれていて、大きくみて、海成層と砂礫層が何層にも交互に層状になって形成されています。砂礫層は、川の氾濫などで流された砂などにより形成されます。それが交互に形成されているということですから、この層状の地層によって海の底に沈んだり陸地になったりを繰り返していることが分かります。この繰り返しは、氷河の消長により海水温が上昇と下降を繰り返したためだと考えられています。

国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センターが発行する地質図幅、図幅というのは地図のことですが、これには京阪光善寺駅近くの国道1号線と国道170号線が交わる辺りの出口3丁目交差点から、交野市の星田新池に至る地質の断面図が記載されています。

この図によると、寝屋川市大谷町を覆う中位段丘堆積層の下には、地殻変動の影響により地層が60度以上の角度で立ち上がっています。例えるなら、お菓子のバームクーヘンを半分に切り、切った半分をバームクーヘンの外側を下にして置いたときの層の状態と言えれば分かりやすいかもしれません。この状態のバームクーヘンの切り口に生クリームを乗せると、生クリームが中位段丘堆積層の最も上層の堆積に相当するイメージです。

この寝屋川市大谷町の堆積層は、今回の区域区分の変更対象である茄子作地区と連続した層であり、大谷町と茄子作は距離にして1.5キロメートルほどしか離れておりません。私見ですが、茄子作地区でも同様の地殻変動が発生している可能性は高く、茄子作地区の標高の低い部分は、大谷町の標高より15メートルほど低いことと併せて考えますと、茄子作地区では、堆積層が薄く地層がほぼ露出していることも考えられます。

すなわち、通常は地層の層と層との関係は垂直に見ることになりますが、このような地殻変動のある場所では、層と層との関係を水平に見ることができるんです。すぐの調査はできないでしょうから、まずは保全の可能性を残していく必要があると考えています。

ところで、枚方市の中位段丘層といっても範囲が広いため、大阪府みどり企画課を通して、レッドリスト作成に携わられた a 大学 b 研究所の G 教授に確認をとりました。

「レッドリスト2014」に選定された場所は、枚方市岡南町にかつてあった別子山採土場の崖地だということでした。レッドリストに掲載されたにもかかわらず、この場所は既に失われてしまっています。この「大阪府レッドリスト2014」に選定された別子山採土場の崖地ですが、詳細な地質調査が行われたのは1959年です。調査から半世紀以上も経ってから、地方的価値、都道府県の価値があり保全の必要があるとして、2014年にレッドリストへの登録がなされました。

世の中の多くのものは、失った後、または失われたことが決定的になってから価値のあるものだったと気づくことが多いのではないのでしょうか。先の例で言えば、別子山採土場の崖地は、模式地として取り上げる地質でした。模式地というのは、教科書に載せられるほど代表的な地層だということです。恐らく、当時の研究者の多くは、当初から保全すべき価値のある地質だと考えていたことでしょう。

ただ、この地質が調査された1959年当時は、四日市ぜんそくなどの公害環境問題

が問題になり始めた時期でもあり、環境保護はおろか、自然地形である地層を保全しなければならないといった考えは一般的ではなかったでしょうし、もちろん、行政の考え方もそうであったのは想像に難くありません。

その後、自然環境保護の世界的な流れの中で地質調査が行われてから55年もたつてから、ようやく価値のあるものだということが一般的にも認知されるようになり、レッドリストに掲載されました。しかし、地形はもう既に失われてしまいました。当時の最先端の知見が一般に認知され常識となるまでには、これほどまでに時間がかかり、その間には様々なものが失われ、そして失われてから後悔することが多いのです。一度失われた自然は、もう戻っては来ないのです。

そして、何かが失われる前にその価値に気がつき、保全する必要があると判断しても、現状の日本の法体系の中では、実効性のある法、保全措置をとることが非常に困難であることも事実であります。

環境保護を維持し、または改善することを目的とする法律の総称を環境法といいます。歴史的には、1960年代以降に公害対策基本法を初めとする公害規制の法律が整備され、さらに一歩進める形で積極的に環境を守る。できれば、それを高め、改善していく必要性が一般にも広がってきました。

日本では、公害規制に対しては、強制力を持って是正命令を出すことは可能ですが、既存の環境の保存に対しては、自然環境保全地域等に指定しなければ実効性のある施策を実施することは難しいと言わざるを得ません。自然環境保全地域等の指定要件は、都市にある農地が指定を受けられるような要件ではありません。

さて、これら環境を保護するために具体的にどのような施策をとることが可能でしょうか。山林が国土の3分の2を占め、残り3分の1の居住可能なわずかな面積に人口が密集している日本で、高度な産業を維持しつつ、快適な生活環境、自然環境の保全を図るには、国土の利用を合理化する必要があります。工場と住環境、自然環境が隣接するような利用だと、それらの達成には物理的な限界が生じることが確実だからです。

そこで、ゾーニングの手法が広く活用されています。環境保護とは意味合いは違いますが、今回のテーマに沿った言葉ですと、どこそこは市街化区域、どこそこは市街化調整区域というように、区域区分を定めることにつながっていると思います。

一旦、区域区分が市街化区域に設定されると、その区域は開発ができる区域になります。法令に違反しない限りは開発を止めることは非常に困難になります。たとえ埋蔵文化財が出土しても、やむを得ず遺跡を現状のまま保存できない場合は、発掘調査を行い、その記録を保存すればよいことになっています。ただ、令和4年の国の文化審議会文化財分科会では、史跡相当の価値を有する埋蔵文化財包蔵地については、国と地方公共団体の協議による保護の必要性が指摘されていますので、将来は一部の埋蔵文化財については保存が義務になる可能性もあります。

逆に、市街化調整区域では、開発は原則できません。市街化区域に編入せず、市街化調整区域のままにするのが環境保護に対して、ほぼ唯一と言っても実効的な施策だと言えます。

さて、先ほどは失ってからその価値に気づくという話をしましたが、ここからは、ないものは欲しくなるという話になります。産業発展と環境保護は両立されるべきもので

す。そして、これらは長期的視点に立った計画が必要です。市街化区域へ変更するということは、様々な開発が可能になり建築物を建てるのが可能になるということです。具体的にどのような建築物を建てるができるのか、できないのかということについては、枚方市が用途地域を指定することになります。

ところで、市街化区域になった後には、用途地域の指定内容によっては、企業の工場などの建築が可能になることがあります。当地区の土地区画整理準備組合も、工場を誘致する計画を持っているようです。今はない雇用が新たに生まれるというわけです。国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に、日本の将来推計人口を公表報告しました。それによりますと、生産年齢人口、生産年齢人口というのは、15歳から64歳の人口ですが、これらは出生中位推計では、約20年後の2043年には6,000万人を割り、約40年後の2062年には5,000万人を割ります。生産年齢人口は、1995年の国勢調査で8,726万人とピークに達して、2020年の国勢調査では7,509万人です。言い方は悪いかもかもしれませんが、バリバリ働ける年代の人数は2043年には2020年の8割しかいない状況になるわけです。

全体で見れば、解決策は二つしかありません。企業の従業員総数を2020年の8割に抑えるか、日本国外から働く人を募るかです。前者は、全従業員の2割を削減することですから、これを一時に実施するとすれば、一般的には大規模リストラと言われるような重大事態です。働く人口が不足するのですから、望むと望まざるとに関わらず、それを今後20年、そして、その後も引き続きゆっくりと実施せざるを得ないことになります。これは事業そのもの、もしくは事業の規模を縮小することとほぼ同義です。

AIを利用して事業効率を上げれば良いという意見もありますが、AIの利用で事業効率を上げて人員削減ができるなら、雇用促進どころか、逆にAIに仕事を奪われる結果になりかねません。

さて、後者の日本国外から働く人を募るという案ですが、日本の完全失業率が2%台の後半であることを考えると、生産年齢人口減少の2割分を埋めるには、日本の失業者数では到底足りません。この解決のためには、外国人労働者の受け入れしかありません。私は職業上、食品工場の製造ラインに立ち入ることがあります。工場の入り口には様々な掲示物があります。その掲示物に記載された言語は、日本語のほかにはタイ語と思われる掲示物があります。英語の掲示物はありません。もはや、食品工場のラインは、外国人労働者、特に欧米圏ではないアジア圏の外国人労働者なしには成り立たない状況なんです。

食品工場ですから、食品を触りますので手袋をします。手袋が破れるといけませんので、長い爪やつけ爪はNG。異物混入を防ぐため、耳のピアス等もNG。人間が働くには不適な温度環境、長時間の立ち仕事などなど、もはや日本人、特に若い女性には選択されない職業なのだそうです。

外国人労働者、特に将来の移民については、一地方公共団体がどうこうできる問題ではないと思いますが、一点だけ意見しておきたいと思います。

EUの一部の国々、一部というのは一般的に豊かで移民を受け入れる側の国々のことですが、これらの国々では移民の受け入れは失敗だったという声が大きくなっているようです。日本は移民を受け入れても大丈夫でしょうか。

さて、先ほどの人口減少に対応する解決策は、実はもう一つあります。企業総数の削減です。削減といっても強制的に削減することはできませんので、自由競争の結果、淘汰されるのを待つこととなります。競争に負けた企業の従業員は、勝ち残っている企業に移動することとなります。このサイクルは、通常は何の問題もありませんし、むしろ健全なサイクルだと思います。

しかし、20年後には生産年齢人口は2割も減少しますから、この2割に相当する従業員が削減されるまで企業が淘汰されるようなことが続けばどうなるのでしょうか。実際には、企業総数と各企業当たりの従業員数の削減が同時に起こるのでしょうが、どうなってしまうのでしょうか。

人口が減少し始め、将来にわたって人口の減少予測がなされています。市街化区域への編入により開発行為が可能になる面積を拡大するという施策は、人口が増加しているときの施策です。これからは人口が減少し、人を雇いたくても雇えない時代が確実にやってきます。いえ、もう既にその時代に入っています。

急激な人口減少について、日本は世界のトップランナーです。世界の誰も経験したことのない状況です。2022年の中小企業庁景況調査によると、2014年以降、コロナで企業活動が止まった時期を除いて、中小企業では全産業において従業員過不足DIがマイナスです。従業員過不足DIがマイナスというのは、従業員が過剰と答えた企業の割合よりも従業員が不足と答えた企業の割合が多いということです。もう既に従業員の取り合いが起こっていると考えられます。

いわゆる大企業であれば、淘汰されることもなく安心だということもないでしょう。c社の子会社であるdの例を見れば明らかです。人命に直結する部分で不正行為を働き、行政を欺き、今や国内の全工場の操業を停止するに至りました。企業存亡の危機に瀕していると言っても過言ではありません。一見すると人口減少とは関係がないように思いますが、生産工場の御旗のもと、過酷な要求に対して対応できる人材が不足していたことがその原因にあるともいえないのでしょうか。人口減少社会を見据えて開発を促進するような施策については、もっと抑制的になるべきであって、区域区分の変更をすべきではありません。

さて、次は、一旦作ったものは捨てるわけにはいかず、ずっと面倒を見ていかなければならないという話になります。東部大阪都市計画区域マスタープランでは、その意義・目的に、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて広域的視点から都市計画の基本的な方針を定めると掲げています。また、多様な視点から、大阪の目指すべき方向性を定めとも記載されています。

マスタープランには、人口の推移が記載されており、本区域の人口は既に減少期に入っています。平成12年に207万人であった人口は、令和12年には179万人へと28万人、約14%減少するとの推計がなされています。生産年齢人口は、平成12年の148万人から、令和12年には104万人へと44万人、約30%減少との推計です。

このような人口推計がなされているのにもかかわらず、マスタープランでは人口減少に対する考慮はほとんどなされていないように見受けられます。ストックを生かしながらと前置きをしつつ、行き着く先は結局のところ開発です。開発した後には必ず維持管

理が必要になります。例えば、道路のアスファルトは傷んでいきますから、補修が必要になります。白線は薄くなっていきますから、定期的に引き直す必要があります。人口減少社会においては、そのための人員が不足することになります。しかも、これらの維持管理は安全確保に必要なものですから、基本的に削減することはできず、人口減少に対応したプランをあらかじめ策定しておく必要があります。

ただし、直接安全に関係しない部分で、国は既に道路の維持管理基準を大幅に見直しています。巡回頻度については従来の半分に、清掃、除草、剪定についても半分程度から同程度の頻度に見直したようです。

また、マスタープランでは、区域区分変更の基本的な考え方として、以下のように記載しています。都市農地については、平成28年に閣議決定された都市農業振興基本計画において、都市にあるべきものと位置づけられたことを踏まえ、食料等の安定供給、災害時における活用、地球温暖化の防止、生物多様性の確保、良好な景観形成、府民のレクリエーション利用の場等、都市における貴重な緑地として多面的機能の発揮を図るよう、適正な保全に努めますということです。

しかし、適正な保全がなされているようには全く見えません。政府の閣議決定にて、あるべきものとして位置づけられている都市農地ですが、現在は本地区のほぼ全域が農地としてある状況ですが、土地区画整理準備組合の地区計画の案では、おおむね15分の1程度の農地面積になっている上、その農地は市街化区域内農地であり、税負担を考慮すれば、従前のような農業を営むのは困難です。農業の一部は、生産緑地指定を受ける予定だそうですが、生産緑地制度では、生産緑地指定後30年が経過すれば税負担が宅地並み評価になるため、将来的に農地はほぼなくなってしまう可能性が非常に高くなります。

同じ法令に基づいている以上、他の地区でも同じような状況であることは想像に難くありません。閣議決定では都市農地をあるべきものと位置づけていますが、現実の施策では将来的になくなるように計画されていっても過言ではありません。将来にわたり適正な保全がなされるようにすべきです。

区域区分の変更の立場を取る私から見ると、マスタープランに記載があるような多様な視点から大阪の目指すべき方向を定めているようには見えません。また、区域区分の変更後の区画整理事業の実施に当たっては、田んぼの多くが田んぼではなくなり、いわゆる田んぼダムの機能が失われることとなります。洪水リスクの増大についての指摘を行いました。調整池からの直接放流先にある小川も、小川の下流域の河川の改修についても、区画整理事業にスケジュールを合わせて実施する予定はないとのことでした。

近年のいわゆるゲリラ豪雨では、計画想定1時間降雨量を超える降雨が実際に観測されており、環境省によって今後も1時間降雨量が増加すると予測されているにもかかわらずです。これは下流域の住民としては到底受け入れられないでしょう。

茄子作地区の排水は一旦調整池に集められる計画が立案されており、小川、天野川、淀川へと順に流れ込みます。国土交通省によると、基本的な治水対策の考え方として、流域と一体となった治水対策を実施しているということです。小川の流入先である天野川の管理をしている大阪府も、その治水対策に重要な責務を負っていると考えられます。想定1時間降雨量の上方修正とともに、見直し後の降雨量に基づいた河川の改修等の治

水対策を行うのが先であり、そうでなければ、下流域の洪水リスクが増大することになります。上流域の実質的な開発許可に当たる市街化区域への編入は、行われるべきではありません。

本日は、レッドリストに関連して、失ってからでないとその価値が分からないことが多く、また失わないようにするためには、区域区分を市街化区域に編入してはならないこと。そして、それに関連した幾つかの意見を述べました。

以上で私の公述を終わります。御清聴ありがとうございました。

【議長（泉参事）】

ありがとうございました。お席にお戻りください。

それでは、公述番号6番の方、前の公述人席へお越してください。

よろしいでしょうか。それでは、お願いします。

【公述人F】（6番）

枚方市茄子作2丁目、Fと申します。枚方市茄子作地区東部大阪都市計画案について、公述いたします。

私は、第二京阪沿道の枚方市茄子作地区に2反、600坪の田畑を所有する農家でございます。発掘遺跡から見る限り、古墳時代の1,500年以上も前からこの地で稲作農業が連綿と続けられてまいりました。約20ヘクタールの南に開けた大変美しい眺望の高原台地ではありますが、稲作に必須の河川がございません。そのため、御先祖たちは、田の脇に池や井戸を掘りまして、ずっと水をくみ上げていたんです。

昭和20年代、私が小学生だった頃は、この一帯を広野と言いますが、広野のあちこちにはねつるべが林立してしておりました。支柱に支えられた横木の一方につるべをかけ、お父さんがそのつるべを井戸に落として水を汲み入れます。そのとき、横木のもう一方の先端に巻きつけたひもをお母さんが引っ張ると、てこの原理でつるべが跳ね上がり、お父さんはつるべの水を田へ注ぎ入れます。ポンプなどない時代ですから、日照りの夏の炎天下、朝から晩まで田に水が満ちるまでこの作業を繰り返します。もう、とんでもない重労働です。

私たちの世代は、このような苦役によって、田を守り続けてきた御先祖の苦難を目の当たりに見ておりますので、平成20年にこの地に、大阪府及び枚方市の先導でまちづくり協議会ができたときは、ちょっと考え込んでしまいました。というのも、土地区画整理法によるまちづくりとは、所有地の40%から50%を区画整理事業に提供して、その土地を売却することによって道路や公園を作り、造成工事費を捻出するものだという事を知ったからです。御先祖が血と汗を流して守ってきた田畑を、自分の世代に自分が楽をするためにその半分を失っていいものなのか、農家には大きな葛藤がありました。

それから10年がたちました。平成22年に第二京阪道路が開通し、茄子作広野南に隣接してインターチェンジができました。それまで茄子作から車で大阪や京都に出るには1号線を使って、朝夕のラッシュ時には1時間半から2時間かかる。第二京阪道路を使うと20分から30分で大阪・京都の中心部に到達できます。ここ、大阪府枚方市茄

子作地区20ヘクタールの調整区域農地は、格段の交通利便性の立地を獲得したのであります。

この茄子作地区は三方を公道に囲まれていますので、まず開発業者が目をつけます。調整区域での農地であっても、コンビニや飲食店、病院のような沿道サービス業なら立地できるからです。そうなりますと、中央部の農地は入り口をふさがれて狭い農道しかないのです、袋路状態になり荒廃が進むこととなります。利用価値の低い農地だけが取り残されてしまいます。

もっと重大な変化がこの10年間に起こっていました。先祖の営農の労苦を知っている私たち現役世代が80代となって、もう体力的に営農が困難になってきたんです。

ここで、稲作農業の経営実態を見てみましょう。1反300坪で約7俵のお米が取れます。販売額は10万円です。それに対し、経費はどれぐらいかかるかといいますと、まず苗と肥料、これを買わなくてははいけません。そして、田植機、耕運機、乾燥機、井戸の掘削、農小屋建設費等の償却費、試算によりますと年間70万円の経費がかかります。労働費を0としても、年間収支60万円の赤字になるんです。これでは、後継者が営農の意欲をなくすのを責めるわけにはいかんでしょう。もう仕方がない。

そしたら、休耕にするとどうなりますか。田の土は肥えておりますので、もう梅雨が過ぎる頃には雑草の背丈は2メートルを超します。こうなると、農業委員会の見回りで苦情を言われますので刈り取りますが、もう体力がないので業者に外注します。そうすると、1反10万円、年2回で20万円の草刈り費用がかかります。美しい調整区域農業環境を維持するために農家に大きな負担がかかってくるのです。

このような内外環境の変化を受けて、茄子作の農業者は、令和3年枚方市茄子作土地区画整理準備組合を立ち上げた次第であります。地権者は約120名、うち20名は居住者、事業者です。農業者としては、営農上追い込まれた結果での組織立ち上げであります。私たちは何回かの勉強会を通じて、今回のまちづくりが土地区画整理法に基づくものであること、そして、その法の目的が健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資するというものであることを知りました。

つまり、農地としてなら個人の管理責任ですが、120人の地権者がまとまって全20ヘクタールの土地利用活用ということになりますと、法の支配下のまちづくりになります。その事業は、公共性、公益性、公共の福祉の増進が目的となることを知ったのです。私たちは、先祖から引き継いだ大事な農地ですので、当初は自分の農地の減歩率にばかり目がいておりましたが、多くの協議をする中で、まちづくりの課題と目標について次のように取りまとめることができました。

結論として、今般、大阪府及び枚方市に提出されました茄子作地区東部大阪都市計画区域区分の変更、用途地域の変更等の都市計画案に賛成いたします。以下に、その理由を、次の3点について具体的に申し上げます。

まず1つ、大阪府及び枚方市における地域課題について。当地区は、標高30メートル、強固な地盤の台地上にありまして、過去1,500年間大きな災害の記録がない防災性に優れた地区であります。第二京阪道路インターチェンジに隣接したアクセス性にも優れた地区です。そのため、計画的なまちづくりをしなければ乱開発を誘発するおそれがあります。このような防災性やアクセス性を誇る本地区が乱開発されることは、大

阪府にとっても損失であります。

農地では、先ほど申し上げたように、後継者不足により営農を継続することができず、荒廃地における野生動物の発生とか不法投棄問題など、そういった安全上の課題が生じてまいります。また、枚方市は、現在40万人の人口を抱える中核都市であります。同市の試算によりますと、20年後には32万人に人口が減少する見込みです。これにより、生産年齢人口の減少による経済規模の縮小、企業の市外流出、財政危機、しかるのち市民サービスの低下など、様々な課題が深刻化する可能性がございます。

2つ、茄子作地区区画整理準備組合が目指すまちづくりについて、申し上げます。準備組合は、土地区画整理手法を用いた計画的なまちづくりをもって、前述のさっき申し上げました地域課題の解決に寄与することを目指します。

昨今の社会情勢において、人口減少は全国的に避けられない中で、農地保全や住宅整備は現実性がございません。そこで、ニーズの高い大阪内陸部の大規模な産業用地を新たに計画すること。そして、そのことによって、次の5つの成果を期待しています。

1、地元雇用の創出、2、関係人口の増加、3、地域経済の活性化、4、地域防災の向上、5、税収の増加。この税収の増加については、固定資産税だけで年間2億円増と試算されております。

また、本まちづくりの事業協力者であるe社は、土地区画整理事業を通じてSDGsの目標達成に寄与することを会社の大義としており、本地区が枚方南部を代表する企業団地であると同時に、大規模災害時、防災拠点となり得るコンパクトシティを目指しております。

3点目、工業地域を設定するメリットについてであります。枚方市が策定する都市計画マスタープランにおいては、第二京阪道路沿道は、産業集積を目指す地区と位置づけております。本地区においても、産業集積を中心としたまちづくりによる市街化を目指しています。住宅、商業、工業といった土地利用が混在していると計画的な市街地が形成されません。そこで、これらの土地利用を区分するため用途地域を設定します。本茄子作地区については、優良企業の誘致や雇用の創出等、地域貢献につながる土地利用を実現するためには工業地域を設定する必要があるのです。

現法令では、例えばf社とかg社のような会社が扱う化粧品や薬などの日用品も危険物と位置づけられております。これは、準工業地域では一定量以上は取り扱いができません。工業地域では、これらを取り扱う中でコンプライアンスを遵守し、環境防災等で地域貢献にも寄与できる優良企業を含め、幅広い企業が進出を目指します。これにより、先ほど述べました企業進出メリットの最大化を図り、地域社会の発展に寄与いたします。

ところで、昨年4月、市道山之上高田線を挟んで、西に隣接する交野市星田北地区20ヘクタールのまちづくりが完成いたしました。ここは全域準工業地域で、ほぼ全区画が大型倉庫群であります。車は行き交っておりますが、今の倉庫は全自動で人を余り見かけません。これでは、雇用とまちの活性化は期待できないのです。

それに、準工業地域は住宅オーケー、パチンコオーケー、風俗オーケー、マージャン店オーケーで、産業ゾーンにそぐいません。準工業地域は何でも建てられる地域であり、商業系や宿泊旅館などの企業も進出してくると、実質乱開発に近い土地利用となりかねません。

そうなる懸念があるので、倉庫以外の優良企業は準工業地域に進出してこないのです。当初、準工業地域の工業団地だったものが、年を経て工場が抜けると、そこにカップルホテル等が進出し工業団地としての優位性が失われるのです。そういう工業団地に立地する多くの企業が工業地域への移転を希望しているということを、商工会議所の方から聞いております。ちなみに、皆さん、手近の交野市星田北と、枚方市大峰元町の準工業地域をのぞいてみてください。今申し上げたことは一目瞭然であります。

昨年12月の枚方市の説明会では、工業地域に公害企業の進出を懸念する声がありましたが、SDGsへの貢献度で企業の優位性が図られる時代に、公害を出す企業は企業として存続できません。公害どころが、店の前の街路樹を切ってしまった売上高5,000億円のh社が、顧客軽視で退場を余儀なくされているではありませんか。オーナーの利益だけを追求するような企業は、幾ら高収益でもリスクとされないだけでなく、この社会に存在できないのです。

近年、今まで経験したことのない集中豪雨や能登半島地震のような巨大災害が多発しております。淀川水域の氾濫原に市の中心部を持つ枚方市にとって、巨大災害対策は喫緊の課題であります。当茄子作地区は、日本の国土軸につながる第二京阪道路インターチェンジ隣に立地し、巨大災害時に物流面で機動的な展開が可能な枚方市唯一のまちづくり地区です。

また、先に述べましたように、多くの優良企業は、SDGsの目標達成に寄与すること、社会貢献を企業理念としており、有事の際にその地に立地する企業が避難所としての駐車場解放、防災備蓄の提供、太陽光発電による自家発電電力の提供などで地域社会に貢献しようとしています。当茄子作地区が今後、地域の防災拠点となり得るよう、進出企業、地域社会、行政が理念を持って進めていくことが望まれます。

以上をもって、私の公述といたします。御清聴ありがとうございました。

【議長（泉参事）】

ありがとうございました。お席にお戻りください。

[閉会]

【議長（泉参事）】

以上で、申し出をいただきました方の公述は終了いたしました。

公聴会の円滑な運営に御協力賜り、ありがとうございます。

また、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

司会へ引き継ぎます。

【司会（宮崎補佐）】

本日は、会場の皆様方には都市計画公聴会へお越しいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第4回大阪府都市計画公聴会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。